

# 特定非営利活動法人ぐんま里山学校 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぐんま里山学校 と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市上室田町2591番地に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、幼児・青少年を始めとした全ての人への体験・教育・健康等に関する事業を行い、不特定かつ多数の者へその機会や居場所の提供と重要性を伝え、全ての人々が日々変化する社会において生き抜く力を身に着けること、さらには各地域自体が助け合い、学び合える社会を構築できるようにすることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (9) 災害救援活動
- (10) 地域安全活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 科学技術の振興を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 体験活動・教育活動に関する事業
  - ② 災害時等の社会的困難な際に、青少年等への支援に関する事業
  - ③ 特定の状況下（障害・不登校・ひとり親・児童養護施設等）にある者への支援に関する事業
  - ④ 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学等と連携しての、体験・教育活動提供
  - ⑤ 子育てサロンの機能を持つ体験・教育活動の場の提供
  - ⑥ 体験・教育活動の普及
  - ⑦ 体験・教育活動の調査・研究
  - ⑧ 体験・教育活動団体ネットワーク推進
  - ⑨ 体験・教育活動等の指導者養成事業
  - ⑩ 体験・教育活動等の指導者交流事業
  - ⑪ 体験・教育活動等の指導者・講師の派遣事業
  - ⑫ 多文化共生を支援するための事業
  - ⑬ 地域づくりに関する事業
  - ⑭ 登山やオリエンテーリングをはじめとしたスポーツを振興するための事業
  - ⑮ プログラミングやPC、ドローン、動画撮影・編集などの振興及び教育に関する事業
  - ⑯ 上記各号に附帯関連する一切の事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

#### (任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第4章 総 会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求が

あつたとき  
(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は第36条及び第37条第2項、及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。  
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。  
2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第53条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

## 第9章 雑則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	10,000円
	年会費	5,000円
(2) 活動会員	入会金	なし
	年会費	3,000円
(3) 賛助会員	入会金	なし
	一般一口	3,000円
	団体一口	5,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、令和5年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めると



ころによる。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。

別 表

役 職 名	氏 名	備 考
理 事	落合哲郎	理事長
〃	山田裕久	副理事長
〃	櫛島隼人	〃
監 事	立見あゆみ	

(様式例2)

## 役員名簿

特定非営利活動法人ぐんま里山学校

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	落合 哲郎		有	理事長
理事	山田 裕久		無	副理事長
理事	櫛島 隼人		無	副理事長
監事	立見 あゆみ		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

ぐんま里山学校は、幼児・青少年を始めとした全ての人への体験・教育・健康等に関する事業を行い、不特定かつ多数の者へその機会や居場所の提供と重要性を伝え、全ての人々が日々変化する社会において生き抜く力を身に着けること、さらには各地域自体が助け合い、学び合える社会を構築できるようになることを目的とします。AIの普及や新型コロナウイルスの流行により子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しています。外出自粛により外遊びの機会が減ったり、公立の小学校では林間学校や遠足等の体験的な学習の機会が少なくなってしまうもしています。体験学習を重視した野外教育を主軸とした「ぐんま里山学校」は、変化していくこれからの時代を生きていくのに不可欠な“生き抜く力”を身に着け、自信をもって社会で働ける人材を育てます。

### 2 設立申請に至るまでの経過

令和2年3月に新型コロナウイルスにより多くの学校が休校となったことをきっかけに、休校中の子どもたちの居場所として活動を開始しました。

その後、休校が解除された後も、長期間の休校により学校に行きにくくなってしまったり、感染症の不安により登校できなかつたりする子どもたちもいることを想定し、引き続き活動を続けてきました。


活動を続ける中で、不登校の子どもをもつ保護者の悩みに触れたり、個性豊かな子ども達と関わったりする中で、様々な学びの場の必要性や新しい教育の在り方を考える重要性を再確認し、この活動を継続的に続けていかなければと考えました。

今後、様々な団体や機関と連携や交流を深めながら、一人でも多くの子どもたちの教育に携わっていきたいと考え、特定非営利活動法人を目指すものです。

令和5年1月28日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ぐんま里山学校  
設立(代表)者 住所又は居所

氏名 落合啓良 

(様式例8)

## 令和4年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ぐんま里山学校

### 1 事業実施の方針

幼児・青少年の生き抜く力を育むため、野外教育活動を提供していく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
青少年の野外 教育活動	不登校などの児童を対象 に野外教育活動を提供	火～金曜 日（祝日 は除く。）	団体事務 所	3人程度	1回10人程 度 主に群馬県内 とその周辺地 域の小中学生
幼児・青少年 の野外教育活 動	主に群馬県内の幼児・青 少年を対象とした野外教 育活動を提供	年数回	団体事務 所	5人程度	公募・希望す る児童10人 程度
各団体との連 携 指導者養成	様々な団体と連携して、 事業を行うとともに、研 修会やWEBでの情報発信 による学習機会の提供	団体より の依頼日	依頼団体 による	依頼内容 による	
野外教育活動 の普及	WEBやSNS等での情報提供	年数回	未定	2人	研修及び情報 を求める幅広 い人々
会員の親睦・ 資質の向上	会員交流会 法人会員・関係者の交流 会	未定	団体事務 所	2人	会員・12人

(様式例8)

## 令和5年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ぐんま里山学校

### 1 事業実施の方針

幼児・青少年の生き抜く力を育むため、野外教育活動を提供していく。  
県内の様々な団体と連携し、野外教育活動の指導者養成を目指す。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
青少年の野外 教育活動	不登校などの児童を対象 に野外教育活動を提供	火～金曜 日（祝日 は除く。）	団体事務 所	3人程度	1回10人程 度 主に群馬県内 とその周辺地 域の小中学生
幼児・青少年 の野外教育活 動	主に群馬県内の幼児・青 少年を対象とした野外教 育活動を提供	年数回	団体事務 所	5人程度	公募・希望す る児童10人 程度
各団体との連 携 指導者養成	様々な団体と連携して、 事業を行うとともに、研 修会やWEBでの情報発信 による学習機会の提供	団体より の依頼日	依頼団体 による	依頼内容 による	
野外教育活動 の普及	WEBやSNS等での情報提供	年数回	未定	2人	研修及び情報 を求める幅広 い人々
会員の親睦・ 資質の向上	会員交流会 法人会員・関係者の交流 会	未定	団体事務 所	2人	会員 12人

(様式例9)

## 令和4年度 活動予算書

成立の日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人ぐんま里山学校

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業		合計
<b>I 経常収益</b>			
<b>1 会費等収入</b>	180,000		180,000
正会員入会金 10,000円 × 12人	120,000		120,000
正会員年会費 5,000円 × 12人	60,000		60,000
<b>2 受取助成金等</b>	0		0
受取民間助成金	0		0
<b>3 事業収益</b>	100,000		100,000
自主事業収益	100,000		100,000
<b>4 その他収益</b>	0		0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
<b>経常収益計 (A)</b>			280,000
<b>II 経常費用</b>			
<b>1. 事業費</b>			
(1) 人件費			
給料手当	30,000		30,000
人件費	30,000		30,000
(2) その他経費			
印刷製本費	30,000		30,000
会議費	5,000		5,000
諸謝金	10,000		10,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	1,000		1,000
広告宣伝費	10,000		10,000
消耗品費	100,000		100,000
その他経費計	161,000		161,000
事業費計	191,000		191,000
<b>2. 管理費</b>			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		60,000
法定福利費	12,000		12,000
人件費計	72,000		72,000
(2) その他経費			
印刷製本費	5,000		5,000
会議費	2,000		2,000
通信運搬費	5,000		5,000
接待交際費	0		0
消耗品費	5,000		5,000
予備費	0		0
その他経費計	17,000		17,000
管理費計	89,000		89,000
<b>経常費用計 (B)</b>			280,000
当期正味財産増減額 (A) - (B)	280,000	280,000	0
前期繰越正味財産額 (C)			0
次期繰越正味財産額 (A) - (B) + (C)			0

※その他の事業は実施しない。

(様式例9)

## 令和5年度 活動予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人ぐんま里山学校

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
<b>I 経常収益</b>			
1 会費等収入	89,000		89,000
正会員年会費 5,000円 × 12人	60,000		60,000
活動会員 3,000円 × 3人	9,000		9,000
賛助会員 会費 5,000円 × 4件	20,000		20,000
2 受取助成金等	300,000		300,000
受取民間助成金	300,000		300,000
3 事業収益	2,609,000		2,609,000
自主事業収益	2,509,000		2,509,000
受託事業収益	100,000		100,000
4 その他収益	2,000		2,000
受取利息	2		2
雑収益	1,998		1,998
<b>経常収益計 (A)</b>			3,000,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	680,000		680,000
人件費	680,000		680,000
(2) その他経費			
印刷製本費	40,000		40,000
会議費	50,000		50,000
諸謝金	200,000		200,000
旅費交通費	50,000		50,000
通信運搬費	50,000		50,000
広告宣伝費	50,000		50,000
消耗品費	900,000		900,000
研修費	50,000		50,000
その他経費計	1,390,000		1,390,000
事業費計			2,070,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬 (60,000円 × 12月)	720,000		720,000
法定福利費	144,000		144,000
人件費計	864,000		864,000
(2) その他経費			
会議費	3,000		3,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	10,000		10,000
消耗品費	5,000		5,000
保険料	40,000		40,000
諸会費	3,000		3,000
予備費	0		0
その他経費計	66,000		66,000
管理費計			930,000
<b>経常費用計 (B)</b>			3,000,000
当期正味財産増減額 (A) - (B)		3,000,000	3,000,000
前期繰越正味財産額 (C)			0
次期繰越正味財産額 (A) - (B) + (C)			0

※その他の事業は実施しない。